

刈谷駅周辺イルミネーションイベント企画運営業務委託提案書提出要領

1 目的

刈谷駅周辺イルミネーションイベント企画運営業務委託(以下「本業務」という。)は、刈谷駅前線(カリマチ ストリート)、刈谷駅北地区広場(きたくる広場)、みなくる広場、北口・南口駅前広場等においてイルミネーションイベントを行うことで、商店街を含めた刈谷駅周辺の賑わいを生み出し、更なるまちの活性化に寄与するとともに、本市の魅力を市内外に発信するために実施するものである。

2 趣旨

本要項は、刈谷駅周辺イルミネーションイベント企画運営業務委託について、委託業者を選定するために実施する公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)に関して、提案書の提出、評価方法等の必要な事項を定めるものである。

3 概要

(1) 委託業務名

刈谷駅周辺イルミネーションイベント企画運営業務委託

(2) 委託業務内容

別紙「基本仕様書」に記載のとおり。なお、最終仕様書については、提案内容を踏まえ、本市と委託候補者と協議の上決定するものとする。

(3) 委託業務期間

契約締結日から令和7年3月28日まで

(4) 委託業務上限額

21,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)

4 委託候補者選定スケジュール

項目		日程
①	募集開始	5月8日(水)
②	ヒアリング参加表明書の提出期限	5月20日(月)
③	質問書の提出期限	5月20日(月)
④	質問書への回答	5月27日(月)
⑤	提案書の提出期限	6月7日(金)
⑥	提案内容に関するヒアリング	6月21日(金)

⑦	選定結果の通知	6月下旬
---	---------	------

5 参加表明書の提出

提案内容に関するヒアリングに参加する事業者は、「ヒアリング参加表明書」(様式第1)を提出してください。

(1) 提出期限 令和6年5月20日(月)午後5時まで

(2) 提出場所 刈谷市役所都市政策部まちづくり推進課

(3) 提出方法 まちづくり推進課宛てに電子メールにて提出してください。メールの件名を「プロポーザル参加表明(事業者名)」としてください。

6 質問の受付

本要項等の内容に不明な点がある場合は、質問書(様式第2)を提出してください。

(1) 受付締切 令和6年5月20日(月)午後5時まで

(2) 提出方法 まちづくり推進課宛てに電子メールにて提出してください。メールの件名を「プロポーザル質問(事業者名)」としてください。

(3) 回答方法 受付した質問は、5月27日(月)までに全事業者宛て電子メールにて回答します。

7 提案書の内容

提案書の内容については、別紙「提案書作成にあたって」に留意しながら実現性と実効性を十分に考慮し、具体的かつ簡潔に見やすく作成してください。

8 提案書の提出

(1) 提出書類(A4判、横方向・横書き・長辺綴じ冊子形式)

ア 企画提案書(10枚程度、両面可)

イ 実施工程表(様式任意)

ウ 業務実績(様式3)

エ 業務実施体制(様式4)

(2) 提出部数

正本1部、ヒアリング用10部、電子版1部(CD-R)

(3) 提出方法及び提出期限

ア 持参の場合 令和6年6月7日(金)午後5時まで

※ただし、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで

イ 郵送の場合 令和6年6月7日（金）必着

（4）提出場所 刈谷市役所6階 都市政策部まちづくり推進課

9 提案内容に関するヒアリング

提出された企画提案書をもとにプレゼンテーションを行ってください。その内容についてヒアリングを実施します。

（1）開催日時 令和6年6月21日（金）

ヒアリングの開始時間等については、別途連絡します。

（2）開催場所 刈谷市役所8階804会議室

（3）出席者 2名まで

（4）説明者 業務担当者

（5）説明時間 1社20分程度（説明15分、質疑応答5分程度）

（6）会場設備 大型モニター、HDMI接続コード

（7）その他

ア パソコン（HDMI端子の接続が可能で、発表用データを格納しているもの。）をご持参ください。

イ プレゼンテーションはパワーポイント等任意の形式で実施し、8（1）で提出した企画提案書の内容を逸脱することはできません。

ウ プレゼンテーションで使用するデータは、事前にメールやCD等の郵送・持参、大容量データ転送サービス等でまちづくり推進課まで提出（いずれも6月20日必着）してください。

エ ヒアリングは非公開とします。

10 審査方法

（1）刈谷駅周辺イルミネーションイベント企画運営業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）で審査を行います。

（2）評価方式は、別紙「評価項目」に基づき、審査委員会において最も評価の高い提案者を選定します。

11 委託候補者の選定

審査の結果、総合点数が最も高い提案者を委託候補者として選定します。ただし、総合点数が最も高い提案者が複数ある場合は、審査委員会の協議により選定します。

また、委託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな委託候補者とします。

1.2 提案者が1者の場合の取扱い

提案者が1者のみであっても審査を実施し、審査の結果、基準点を満たす場合は当該提案者を委託候補者とします。なお、基準点は審査委員会における合計得点の6割とします。

1.3 選定結果の通知

令和6年6月下旬に提案者全員に選定結果を通知します。ただし、選定結果についての異議申立ては受け付けません。

1.4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。なお、選定後に下記理由により選定者が失格となった場合は、次点の提案を委託候補者として選定します。

- (1) 提出期限を過ぎて提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本要項に示された条件に適合しない場合、又は違反した場合
- (4) 会社更生法等の適用を申請する契約の履行が困難と認められる状態に至った場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等があった場合

1.5 その他留意事項

- (1) 提出された書類等は一切返却しません。
- (2) 提案書の作成や旅費等の必要経費等は、すべて提案者の負担となります。
- (3) 提案書については、提案者の技術情報保護の観点から、原則非公開とします。
- (4) 提出された提案書の内容を後日変更することはできません。
- (5) 契約後において、業務実施体制（様式第4）に記載した業務体制及び業務担当者は、病気、事故等やむを得ない事情がある場合を除き、変更することはできません。
- (6) 選定された委託候補者と後日予算の範囲内で契約を締結します。なお、委託条件や仕様等は協議を行い決定します。

1.6 連絡先

刈谷市役所都市政策部まちづくり推進課都市拠点係（担当：宮田、尾崎）

住 所 〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

電 話 0566-62-1022

F A X 0566-23-9331

電子メール machi@city.kariya.lg.jp